

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの期間及び57年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年3月まで
② 昭和57年10月から同年12月まで

私の国民年金の加入手続は、私の夫が行い、その夫が私の国民年金保険料を納付していた。申立期間①についてはA市役所で昭和50年の春から秋の間に納付し、申立期間②についてはB市役所に納付書を持参して納付していたと思うので、未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は12か月、申立期間②は3か月と短期間であるとともに、申立期間①及び②の前後の国民年金保険料はいずれも納付済みである上、申立人は国民年金に任意加入して以降満60歳に到達するまで、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料を完納している。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、厚生年金保険と国民年金との切替手続を適切に行っている上、国民年金加入期間について保険料を納付済みであることから、その夫の年金に対する意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする夫は、「申立期間①及び②の前後を通じて、私は継続して会社に勤務し、妻（申立人）は専業主婦であり、経済状況に特段の変化は無かった。」と主張しているところ、オンライン記録によりその夫の標準報酬月額を見ると、申立期間①前後の期間は20万円、申立期間②前後の期間は41万円であることが確

認できることから、その主張に不自然さは見られず、国民年金保険料を納付する資力はあったものと推認される上、保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和39年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月1日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年5月1日まで
昭和39年4月1日にA社に臨時補充員として採用され、同年5月1日にB支店勤務となるまでの期間について、厚生年金保険の被保険者期間とされていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和39年4月1日にA社(現在は、C社)に採用されたことは、採用時の人事異動通知書(写し)及びC社D支社が発行した在職証明書により確認できる。

また、昭和39年4月1日に申立人と同時にA社に採用され、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、同年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる128人については、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票が存在せず、後日に128人全員の被保険者資格を一括して取り消したかのような記載が同払出簿に見られるが、取消処理を行った日付及び取消理由の記載は無く、そのうち59人については、取り消された記号番号を使用して次の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、申立人から提出された昭和39年4月30日研修終了時の記念写

真による元同僚 46 人について、前記の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿で確認できる 128 人と氏名照合した結果、申立人を含む 7 人の氏名が見当たらないところ、オンライン記録において、申立人及び同僚二人は、A 社に勤務する以前に、別事業所において厚生年金保険被保険者記号番号を取得していることが確認でき、申立人及び同僚二人は、「A 社採用時に、以前に勤務した会社から受けた厚生年金保険被保険者証を提出した。」と証言していることから、A 社に勤務した際に、別事業所において取得した厚生年金保険被保険者記号番号で、厚生年金保険の加入手続が行われ、その後前記の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿で確認できる 128 人と同様に、厚生年金保険被保険者資格の取消処理が行われたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 39 年 5 月の社会保険事務所の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場(現在は、C社D工場)における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで
昭和44年3月11日から現在までC社のグループ会社に継続勤務しているが、このうち申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間とされていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社D工場からの回答及び同社E工場(当時は、A社F工場)から提出された当時の人事異動連絡文書(昭和46年1月22日付け人事社通)から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和46年4月1日に同社B工場から同社F工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和45年7月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「転勤時の手続ミスと思われる。申立人は一度も退職しておらず、給与から保険料を天引きされなかったことも無いと思う。」と回答しているところ、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写し)により、申立人の資格喪失日

が昭和 46 年 3 月 31 日となっていることから事業主は、同年 4 月 1 日を厚生年金保険被保険者資格喪失日とすべきところ、誤って同年 3 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで

私は、平成2年4月1日からA社に勤務し、5年7月1日付けをもって同社から関連会社であるB社に出向により転勤したため、申立期間が厚生年金保険の未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成5年7月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成4年10月のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日を平成5年7月1日とすべきところ、誤って同年6月30日として届け出た。実際は同年6月30日まで弊社在籍となっていた。」と回答していることから、事業主が同年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和48年3月1日から49年4月30日までA社に勤務し、同年5月1日にC社へ転勤した際、当時の経理担当者が、資格喪失日を同年5月1日とするところを誤って同年4月30日として提出したことが判明したため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在の事業主から提出された昭和49年分源泉徴収簿兼賃金台帳及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立てに係る関連事業所に継続して勤務し(昭和49年5月1日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年分源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額及び昭和48年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「A社の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の届出

に誤りがあり、保険料は控除していたが納付していない。」と回答していることから、事業主が、昭和 49 年 4 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年11月から平成3年3月まで
申立期間当時、私は学生だったが、親に勧められて自分で国民年金の加入手続きを行い、郵送されてきた納付書に現金を添えて、郵便局で1年分を一括納付した。当時受け取った領収書は現在手元に無いが、実父の仕送りから保険料を納付していたと記憶している。
それなのに、期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年4月以前からA県B区に住んでいたため、国民年金の加入手続きも同年4月以前に行ったと思う。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月から同年5月までの期間に、学生強制加入としてA県B区で払い出されていることが社会保険事務所（当時）保管の資料により確認できる上、オンライン記録により、申立人は同年*月*日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、前述のとおり、平成3年*月*日に国民年金被保険者資格を取得し、平成3年度及び4年度の保険料が納付されていることが確認できることから、申立人が大学生であったのは、昭和63年4月から平成5年3月までの期間であり、申立人の父は、「申立人が大学生であった期間の途

中から、国民年金保険料を生活費と一緒に仕送りしていたと記憶している。」という旨を証言している上、制度上、学生が強制加入になったのは3年4月からであることを踏まえると、現在の記録に不自然さは見られない。

さらに、制度共通氏名検索によりオンライン記録を確認したが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見られない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 10 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 47 年 4 月 10 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 4 月 10 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 49 年 4 月 10 日から同年 12 月 1 日まで
⑤ 昭和 50 年 4 月 10 日から同年 12 月 1 日まで
⑥ 昭和 51 年 4 月 10 日から同年 12 月 1 日まで
⑦ 昭和 52 年 4 月 10 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間に係る厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入記録が確認できない旨回答を受けた。

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社及び申立期間③から⑦まではC社に毎年4月から11月まで季節工として勤務しており、その間は雇用保険にも加入しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人の業務に関する記憶から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「A社の正社員は、昭和45年8月5日から厚生年金保険へ加入しており、その後、管轄の社会保険事務所（当時）から、53年9月26日よりD業務従事者及びE業務従事者を厚生年金保険へ加入させるように指導があった。」と回答している。

また、元社員二人は、「申立期間当時、A社に勤務していたが、申立人については知らない。」と証言している。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び当時の元社員の証言から、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の元事業主等は、「B社は倒産していることから、当時の関係資料は無いので、申立人の厚生年金保険への加入については不明である。」と回答している。

また、元社員は、「私は、昭和46年4月ころから53年3月ころまでB社に勤務し、申立人については知っている。しかし、季節労働者の厚生年金保険の加入については記憶が無い。」と証言している。

申立期間③から⑦までについて、雇用保険の加入記録及び当時の元同僚等の証言から、申立人が当該期間においてC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「当社において、20年以上前の勤務記録は無く、申立てに係る厚生年金保険加入に関しては確認できない。」と回答している。

また、元上司の二人は、「C社は、昭和53年ころからF業務従事者を厚生年金保険へ加入させていた。」と証言している上、申立人が名前を挙げた元同僚のオンライン記録を見ると、当該事業所における厚生年金保険の加入は、53年からであることが確認できる。

さらに、申立人が所持している年金手帳からは、初めて厚生年金保険被保険者となった日は昭和53年5月1日であることが確認できる。

なお、オンライン記録から、申立人は、申立期間①から⑦までのすべての期間について、国民年金に加入し国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 1 日から 62 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。
私は、申立期間当時、A社で正社員として勤務していた。昭和 61 年 5 月 1 日に、当時の元代表取締役から社員を厚生年金保険に加入させる旨の話を聞いた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所は昭和 61 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、元経理担当者は、「申立人が厚生年金保険への加入辞退を申し出たので社長に報告し、了承を得た記憶がある。したがって、申立人に係る厚生年金保険の資格取得届は提出せず、給与からも厚生年金保険料を控除した記憶は無い。」と証言している。

なお、当該事業所の元代表取締役とは連絡が取れず、申立人の申立期間に係る関連資料や証言を得ることができなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において資格を取得した被保険者の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できな

い。

加えて、申立期間のうち、昭和 61 年 5 月から 62 年 3 月までの期間が国民年金保険料の申請免除期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月まで
③ 昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月まで
④ 昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月まで
⑤ 昭和 45 年 3 月から 46 年 3 月まで
⑥ 昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月まで
⑦ 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで
⑧ 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで
⑨ 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
⑩ 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで
(各申立期間日付不詳)

申立期間において、10月か11月ころ、季節労働者として出稼ぎをし、約6か月間働いて失業保険を一時金でもらうことを繰り返していた。

A社やB社で働いていた時の写真があり、またC社で勤めていた時には、D市にあったE医院で手術した覚えもある。

申立期間について厚生年金保険に加入しているはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④のF社について、申立人が名前を挙げた元同僚3人のうち1人は当該事業所で厚生年金保険の加入記録があることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた前記以外の元同僚3人のうち1人

は、当該事業所の厚生年金保険の加入記録が確認できず、別の1人は、当該期間以外に当該事業所の厚生年金保険の加入記録があるものの、当該期間には厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該元同僚3人は所在不明であり、証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所を継承したG社は、平成11年8月1日に適用事業所で無くなっている上、「当時の記録が無い。また、当時の事務担当者や当時を記憶している従業員も現在ではおらず、申立人に係る在籍の有無及び厚生年金保険の加入については分からない。」と回答している。

さらに、当該事業所が加入している健康保険組合では、「申立期間における当該事業所の被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は無かった。」と回答している。

加えて、事業所別被保険者名簿を確認したところ、健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、申立期間①は3人、申立期間②は7人、申立期間③は14人及び申立期間④は7人確認できるものの、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者証の整理記号番号に欠番も無い。

なお、申立人はすべての申立期間において国民年金に加入しており、申立期間①は免除期間、申立期間②、③及び④は、保険料納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間⑤、⑥及び⑦のA社については、申立期間⑤において、昭和45年1月18日から46年3月30日までの期間について当該事業所の雇用保険の加入記録は確認できることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた元同僚2人のうち1人については、当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できず、別の1人については、当該期間以外に当該事業所の厚生年金保険の加入記録はあるものの、当該期間については厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、当該事業所では、「現場作業員としてH県I市にJ班があった。J班は、A社の直接雇用ではなく、班長が雇用、給与支払い等をしていた。A社では、J班について、健康保険、厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

さらに、申立期間⑦において、当該事業所が加入している健康保険組合では、「当健康保険組合は、昭和47年10月1日に設立しており、それ以後の当該事業所の被保険者名簿を確認したが、申立人の健康保険加入記録は無かった。」と回答している。

加えて、事業所別被保険者名簿を確認したところ、健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、申立期間⑤は73人、申立期間⑥は44人、

申立期間⑦は 44 人確認できるものの、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者証の整理記号番号に欠番も無い。

なお、申立人は申立期間⑤、⑥のすべての期間及び⑦のうち昭和 47 年 11 月以降において、国民年金に加入しており、保険料納付済期間となっていることが確認できる上、申立期間⑦のうち昭和 47 年 10 月は他社で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、前記の元同僚 2 人は所在不明であり、証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間⑤、⑥及び⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間⑧、⑨及び⑩の B 社については、申立期間⑩において、当該事業所に係る雇用保険の加入が確認できることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することはできる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた元同僚 2 人については、当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、現在の事業主は、「申立期間当時、現場の労働者について雇用保険には加入させていたが、社会保険等には加入させていない。」と回答している。

さらに、事業所別被保険者名簿を確認したが、当該期間において健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得した者は確認できない。

加えて、申立期間⑧、⑨及び⑩のすべての期間において、申立人は国民年金、国民健康保険の加入が確認できる。

なお、前記の元同僚 2 人は所在不明であり、証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間⑧、⑨及び⑩における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 33 年 7 月まで(日付不詳)

私は、学校卒業直後の昭和 30 年 4 月ころから 34 年 8 月まで、A 社に勤務していたが、このうち、30 年 4 月から 33 年 7 月まで、厚生年金保険が未加入となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「学校卒業直後の昭和 30 年 4 月ころから 34 年 8 月まで、A 社に勤務していたが、このうち申立期間の厚生年金保険が未加入になっている。」と主張しているものの、申立人を A 社に紹介したとする当時の社員は、「申立人は、学校を卒業し 2 年くらいたってから入社した。」と供述している上、当時の事務担当者は、「私が A 社に入社したのは 32 年 3 月だが、申立人は、私の入社後、しばらくしてから社員が B 県から連れて来た二人のうちの一人である。」と供述しており、入社時期の特定はできないが、申立人の主張とは符合しない。

また、前記の二人のうちの一人であり、申立人が同時に当該事業所に入社したとして氏名に記憶がある元同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日も、申立人と同様、昭和 33 年 8 月 1 日となっていることから、当該事業所では、必ずしも採用と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、当該事業所は昭和 31 年 1 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、30 年 4 月から 31 年 1 月 4 日までは厚生年金保険の適用事業所ではない。

なお、現在の事業主は、「申立期間当時の資料は既に無く、厚生年金保険料の控除や納付については不明である。」と回答しているほか、申立期間当

時の事業主は既に他界していることから、関連資料及び証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。